

第 5 回西谷地区学校づくり検討委員会

日時：令和6年(2024年)6月27日(木)

15:30～17:00

場所：西谷小学校 2 階 多目的室

1 開会

2 委員の確認及び会議の成立及び公開について

3 報告

小規模特認校に係る説明会・意見交換会(6月19日開催)の報告

4 議題

(1) 小規模特認校制度導入に向けた検討について

(2) 当面のスケジュール(案)

日月	取組内容
7月下旬～ 8月上旬	第6回西谷地区学校づくり検討委員会を開催。 → 事務局より提示した意見書案に基づき協議検討承認を行う。
8月上旬	広報たからづか 10月号 原稿メ切
8月23日	教育委員会に西谷地区学校づくり検討委員会から意見書が提出された旨を報告。
9月17日	教育委員会に西谷小・中学校における小規模特認校制度導入の実施計画を報告。
10月	・ 来年度、新小学校1年生を対象に実施する就学時健康診断のお知らせに、西谷小・中学校の小規模特認校制導入のお知らせを同封する。 ・ 広報たからづかで周知を行う。

5 閉会

<配布資料>

資料1 小規模特認校に係る説明会・意見交換会(6月19日開催)の報告について

資料2 小規模特認校制度導入に向けた検討について

[illegible]

小規模特認校に係る説明会・意見交換会についての報告

1 開催日時及び場所

令和6年(2024年)6月 19 日(水)14:20~15:20 西谷小学校 2 階 多目的室

2 参加人数

13 名 ※ 西谷地区学校づくり検討委員会の委員含む。

3 当日配布資料

別紙のとおり(P.4~P.9)

4 アーカイブ視聴者数

3 名 ※ 管理者の確認視聴数を除く。

5 アンケート提出件数

2件 ※ 令和6年6月26日時点

6 当日及びアンケートの質問に基づいて作成した Q&A(案)

別紙のとおり(P.10~P.11)

小規模特認校に係る説明会・意見交換会

日時:令和6年(2024年)6月 19 日(水)

14:20~15:20

場所:西谷小学校 2 階 多目的室

1 西谷小中学校 児童生徒数の推移

2 西谷地区学齢人口 現在と今後

3 小規模特認校制度について

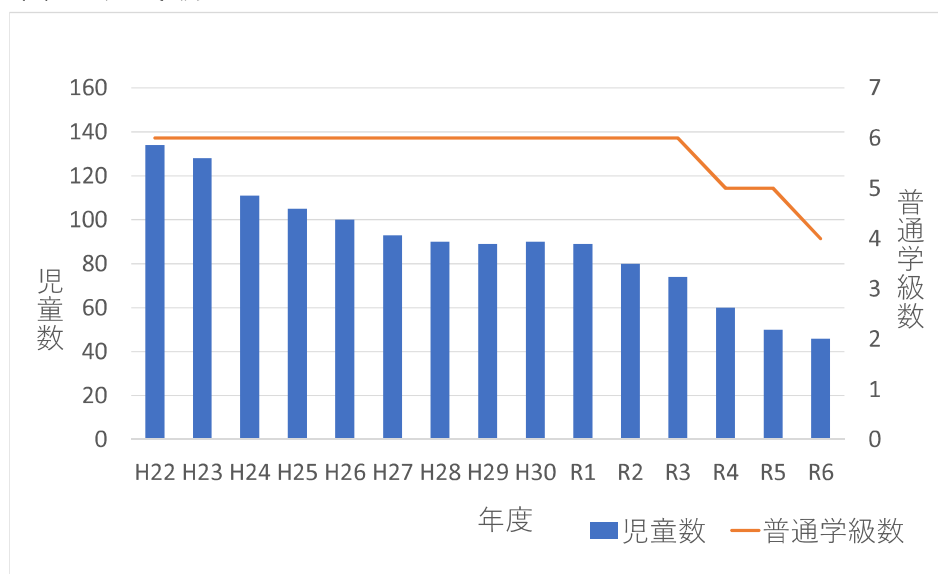
4 令和 7 年度実施に向けたロードマップ(案)

5 質疑応答・意見交換

6 アンケート記入

Ⅰ 西谷小中学校 児童生徒数の推移

(1) 西谷小学校

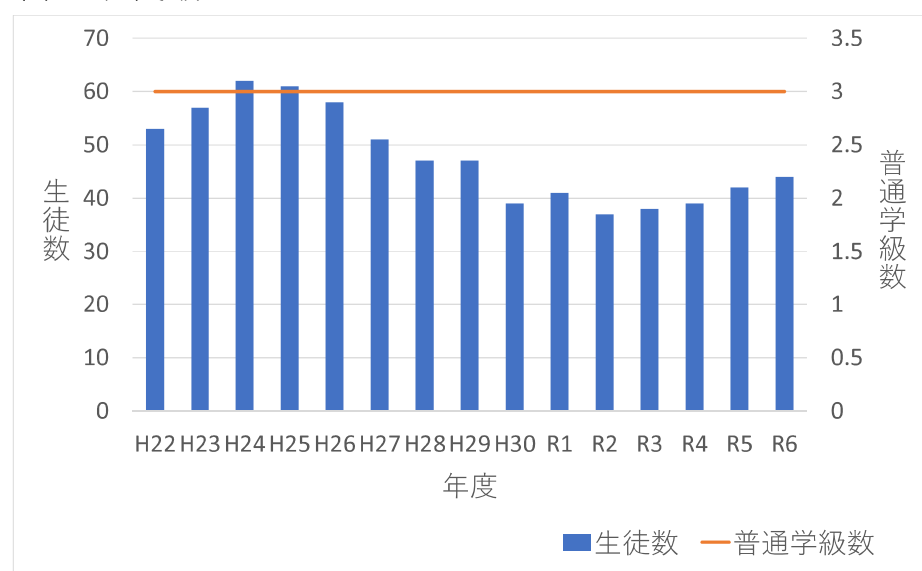


◆10年前と比べて半減しています

◆令和4年度より複式学級制となっています

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
普通学級	児童数	132	127	110	104	99	90	87	86	86	83	74	69	55	45	39
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4
特別支援	児童数	2	1	1	1	1	3	3	3	4	6	6	5	5	5	7
	学級数	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計	児童数	134	128	111	105	100	93	90	89	90	89	80	74	60	50	46
	学級数	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	7	7	6

(2) 西谷中学校

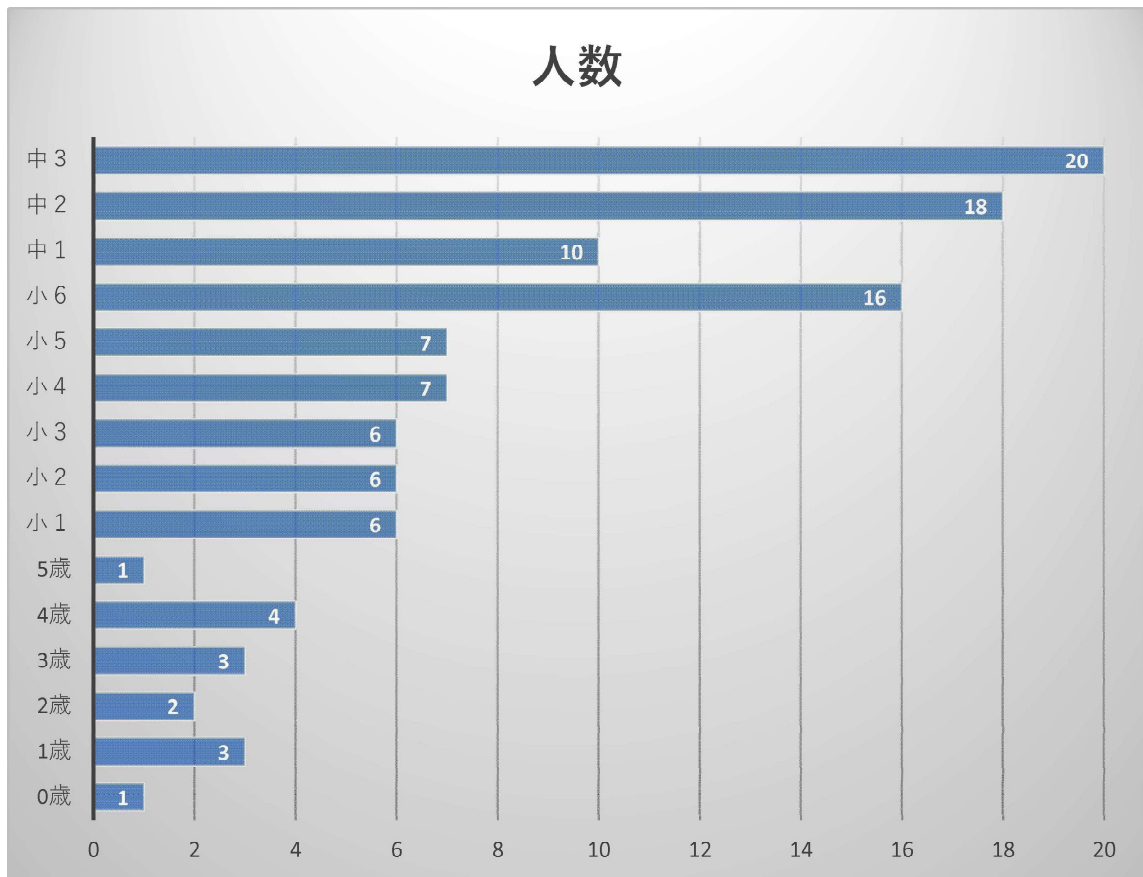


◆微増に見えますが
今後は減少傾向です

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
普通学級	生徒数	52	57	62	61	57	50	46	47	39	40	35	34	35	36	40
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
特別支援	生徒数	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	4	4	6	4
	学級数	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	2	2	2	2
合 計	生徒数	53	57	62	61	58	51	47	47	39	41	37	38	39	42	44
	学級数	4	3	3	3	4	4	4	3	3	4	4	5	5	5	5

2 西谷地区の現状と課題

(1) 令和6年5月1日現在 西谷地区学齢人口（住民基本台帳より）



学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数	1	3	2	3	4	1	6	6	6	7	7	16	10	18	20

(2) 令和6年5月1日現在 校園在籍数

西谷認定こども園

学年	こ	幼	計
0歳	0	-	0
1歳	2	-	2
2歳	3	-	3
3歳	4	0	4
4歳	3	1	4
5歳	4	1	5
合計	16	2	18

西谷地区外

0
0
1
1
1
4

西谷小学校

学年	男	女	計
1年	2	4	6
2年	8	0	8
3年	4	1	5
4年	5	2	7
5年	0	5	5
6年	10	5	15
合計	29	17	46

西谷中学校

学年	男	女	計
1年	5	5	10
2年	7	8	15
3年	9	10	19
合計	21	23	44

(3) 西谷地区の課題

- ・集団生活で、多様な意見に触れる機会等が不足する
- ・一定規模の集団を前提とした学校行事や部活動が成立しにくくなる
- ・良い意味での競争心が希薄になる

3 小規模特認校制度について

(1) 小規模特認校制とは

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。(学校教育法施行令第5条)

そのうち、従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるものを特認校制という。

小規模特認校制は、特認校制を小規模で実施するもので、少人数での教育の良さを生かしたきめ細やかな指導や特色ある教育を行うものである。

(2) 他市事例紹介

自治体	学校名	導入年	児童数	交通手段	補助
三田市	母子小	H24	R6 11名(内2、外9)	保護者送迎	
猪名川町	楊津小	H31	R5 59名(内58、外1)	保護者送迎	○
	大島小	H31	R5 43名(内41、外2)	保護者送迎	
神戸市	藍那小	H23	R6 37名(内0、外37)	神鉄駅から約800m	
	六甲山小	H14	R6 60名(内15、外45)	ケーブル・公共バス	
養父市	建屋小	H31	R6 48名(内31、外17)	スクールバス	○
高槻市	樫田小	H15	毎年50~60名(内外比率1:4)	保護者送迎・公共バス	

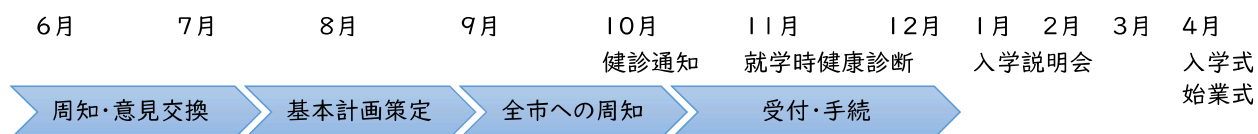
就学条件事例

- ・市内在住者、市内在住予定者
- ・保護者の責任と負担において、児童が安全に通学できること
- ・原則、卒業まで通学すること(例えば1学期間のみなどの短期間は想定していない)
- ・保護者が小規模特認校の教育活動を理解し、PTA活動や地域との交流活動に最大限協力できること
- ・説明会・見学会、体験入学、面談のすべてに児童・保護者が参加していただくこと
- ・小規模特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること
- ・数回の面談後、学校長が就学の条件を満たしていると判断した場合に、申請書を渡す

(3) 西谷小中学校で小規模特認校制を導入することで期待される効果

- ・集団生活で、多様な意見に触れる機会の確保
- ・一定規模の集団を前提とした学校行事や部活動の維持
- ・複式学級の解消
- ・自然豊かな小規模校であるからこそ通学できる子どもたちの受け皿

4 令和7年度実施に向けたロードマップ(案)



本日はご参加いただきまして誠にありがとうございました。

ご意見・ご感想・ご質問等、ぜひご自由にご記入いただき、お帰りの際にご提出ください。

なお、Web フォームにててもご回答いただけます。

ご帰宅後に回答いただく場合は、Web フォーム
からのご回答をお願いいたします。



URL:<https://x.gd/wJXc0>

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

差し支えなければ、お答えいただける範囲で、下記についても回答いただけましたら幸いです。

※ご回答内容について詳しくお尋ねしたい場合のための氏名欄です。

ご回答内容を氏名付きで公表することはありません。

お子様学齢 (0～2歳 ・ 3 歳 ・ 4 歳 ・ 5 歳 ・ 小1 ・ 小2 ・ 小3 ・ 小4 ・ 小5 ・ 小6 ・ 中学生)
 お子様氏名 ()
 居住地 (西谷地区内 ・ 西谷地区外)

【当日及びアンケートの質問に基づいて作成した Q&A(案)】

No.	Q	A
1	小規模特認校制度ってなに？	小規模校ならではの豊かな自然に恵まれた環境で、少人数のきめ細やかな指導等、特色を生かした教育活動を行い、その教育方針に賛同して就学を希望する児童生徒を市内の他の校区からも受け入れ可能とするものです。
2	「小規模」って、どれくらいの人数のことを言っているの？	多くても1クラス10～15名程度と考えています。 定員数から校区の児童生徒数を除いた数が募集人数となります。
3	小学校だけ？中学校も？	西谷小学校・西谷中学校の両方で制度をスタートします。
4	新1年生でなく、在学年でもこの制度で通えるの？(転校できるの？)	通えます。(転校できます。) ただし、新1年生であっても、在学年であっても、「原則、卒業まで通学する」ことが条件となりますので、熟考のうえ、お申込みください。
5	小学校で西谷小学校を希望したら、中学校も続けて西谷中学校に通うことになるの？	原則、西谷中学校へ進学としますが、進学時に居住校区の学校に通うことも選択いただけます。
6	全市に向けての周知はどうするの？	広報誌への掲載、学校を通じてのお知らせとなります。 新1年生には、10月に就学時健康診断通知書とともにお知らせを発送する予定です。
7	校区外から通うために、スクールバスなどはあるの？	スクールバスはありません。
8	たくさんの児童生徒が希望すれば、スクールバスが出せるようになる？	「小規模」という特色を生かす教育の性質上、それほど多くの児童生徒に通っていただくことはできません。 西谷地区の公共バス維持のために、毎年約2750万円の市費を支出しています。 財政面からも、今後別途スクールバスを検討できる見通しはありません。
9	公共バスを使うなら補助してもらえるの？	現行の阪急バス(JR 武田尾～西谷小中学校間)について定期券を配布する形で補助できるよう検討しています。
10	自家用車で送迎していいの？	はい。自家用車での送迎を認めます。
11	保護者同士で相談して、乗り合わせて子どもたちを送迎してもいいの？	申請条件を「保護者の責任において通学する」とします。保護者間での取り決め及びそれらに関する一切については、学校及び教育委員会は関与しないことをご承知ください。

No.	Q	A
12	複式学級(2 学年で 1 クラス)でなくなるの？	2 学年で 15 名以下(1,2 年では 8 名以下)であれば複式学級となります。学校の采配ではなく、県が教員の配置数を決定するためです。
13	複式学級と単式学級での主な違いは？	カリキュラムが異なります。2 学年分の科目を A,B 年度で分けたカリキュラムで行います。転入時期が B 年度に当たる場合は、履修漏れや再履修が発生する可能性があります。申請にはそれらについてご了承いただく必要があります。
14	複式学級には副担任はいる？	教員の配置は、都道府県教育委員会が決定しています。国で決められた定数があり、定数プラス何人を配置するかは県教育委員会が、県内のさまざまな事情を考慮して決めています。兵庫県では、完全複式の場合、1 人加配されます。(1 校につき 1 人です。1 クラスに 1 人ではありません) 特定の教科(国語、算数など)のみ、2 人ずつ配置する場合もありますが、全教科に 2 人つけるようにすることは難しい状況です。
15	修学旅行や自然学校で、同性のおともだちがいないと楽しめないと思う。なにか対策はある？	保護者の意見を伺いながら、2 学年で 2 年かけて両行事を行うなど工夫していきます。
16	西谷中学校は、部活動の選択肢が少なく、体育で球技を行う場合も実施競技も制限されている状態だと思うけどどうなの？	他の中学校でも部活動の選択肢は狭まっている状況で、部活動については学校の枠を越え、地域へ移行していく流れへと変わってきています。 また、秋には連合陸上大会、駅伝大会など、他の市内中学校の生徒と競い合える機会があり、西谷中学校の生徒は活躍できるチャンスが大きいとも言えます。

4 議題

(1) 小規模特認校制度導入に向けた検討について

ア 募集人数について

若干名

※ 初年度にあたり、様子を見ながら学校と協議していく。

※ 西谷小・中学校・西谷認定こども園に兄弟姉妹が在籍している方を優先する。

イ 募集の対象となる児童生徒について

保護者及び児童・生徒がともに宝塚市内に在住している、又は在住予定であること。

※ 在住予定者については、売買や賃貸契約書等で証明を求める。

ウ 募集時期について

① 4月1日入学者について、前年の10月から11月末までの期間で募集を行う。

② 年度途中の就学希望者については、個別に教育委員会に問い合わせてもらう。

エ 募集学年について

小学校1年生から中学校3年生までとする。

オ 就学条件について

① 保護者の責任と負担において、児童生徒が無理なく安全に通学できること。

② 原則として、西谷小中学校での卒業を見据えて就学すること。

③ 保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、PTA活動や地域との交流活動に最大限協力できること。

④ 小規模特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること。

カ 就学の可否について

西谷小・中学校に入学を希望する児童生徒及びその保護者は、入学希望先の学校長と面談を実施し、その旨を教育委員会に報告する。教育委員会は、申請書類と学校長からの報告に基づき、西谷小・中学校への就学の可否を判断する。

キ 通学補助について

(JR 武田尾駅～西谷小・中学校前区間の阪急バス定期補助について現在確認中)

ク 進学先の中学校について

西谷小学校からの進学先は、原則、西谷中学校とする。ただし、保護者が希望する場合は、居住校区の学校も選択可とする。

ケ 就学の取り消しについて

就学許可後に、申請の事実と異なったり、当該制度の趣旨に添わない事実が生じた場合は、就学許可を取り消すことがある。